主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、原審検察官山根静寿作成名義の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する弁護人諌山博の答弁は、同弁護人提出の答弁書記載のともりであるからいずれもこれを引用する。

。 同控訴趣意第二点について、

原判決が、被告人がA外一名と共謀の上、昭和二十七年六月二十五日午前零時三十分頃判示B方裏茄子畑から同人方居宅に向かい、いわゆるラムネ弾一個を投てきした事実を認定した上、該ラムネ弾は理化学上の爆発現象を呈するものではあるか、その爆発の威力は未だ以て社会公共の平和を攪乱し、人の身体財産に甚大な被害を与えるに足る破壊力を有するものとは認め難いので、爆発物取締罰則にいわゆる爆発物に該当しないものと判定していることは所論のとおりである。

ところで、本件記録によると被告人か右B方に向つて瓶内のカーバイトに水を混 入して投げたラムネ瓶は、同家(平家建)の屋根瓦に当り、そこから裏庭の地面に 大して投げたプロスト間は、間が、一次をグンには200mmに使われ、しかも瓶内の球栓 転がり落ちて、中央都辺から上部と底部の二個の破片に壊われ、しかも瓶内の球栓 (俗にいうラムネの球)が栓座に密着していなかつたこと、そしてその瓶内には-七・三瓦乃至二十瓦の分量のカーバイトが投入されていた事実か認められるが、検 察官はラムネ瓶にカーバイトを入れて水を注いだものは爆発作用を起し、その威力 は当に「社会公共の平和を撹乱し、人の身体財産に甚大なる被害を与えるに足る破 壊力」を有するので、本件ラムネ弾は爆発物取締罰則にいわゆる爆発物に該当するのにかかわらず原審かこれを否定したのは、事実を誤認したものであるというので、検討するのに、まず、鑑定人C作成の鑑定書、鑑定人D作成の昭和二十七年九 月十三日付(二十八年とあるのは誤記と認める)鑑定書謄本並びに同人作成の昭和 二十七年十一月二十五日付鑑定報告書謄本によると、一般にいわゆるラムネ弾は、 カーバイトの入つたラムネ瓶に水を加えると直ちにアセチレンガスを発生して発泡 するので、急遽瓶を45。位に下むきに傾け、球栓が栓座に当るようにし、 発生するアセチレンガスとその反応熱のために生じた内圧のために、、球栓をバッキンに接着させて密栓し完全に外気を遮断すると、そのアセチレンガスの急激な膨脹による圧力の異常な増大に伴い、瓶が内圧に耐えられなくなつて、遂に爆発するに至り、一種の物理的爆発現象を呈するものであつて、理化学上の爆発という概念に変更に変更ないである。 が広義において「ある物体系が急激迅速に増大する現象」(物理的爆発)をいい、 狭義において「ある物質の分解又は化合が極めて急速に進行し、その際一時に多量 の熱と瓦斯を発生しその体積が急激迅速に増大する現象」(化学的爆発)を指し、 そのような広狭両義における現象を惹起し得るように調合装置された物件を、理化 学上の庭発物という点からみると、右ラムネ弾はそれが爆発物取締罰則にいわゆる 価値概念的な爆発物であるかどうかはしばらくおき、右理化学上の意義における爆 発物に該当するものであるということができる。

ところがラムネ瓶にカーバイトと、水を混入したもののすべてが、右のように爆発現象を惹起する理化学上の爆発物であるとは限らいし、アセンガスは発生のであるとは限らいし、アヤンガスは発生のであるとは限らいし、アヤンガスは発生のででも手レンがより、ででは爆発して密栓とし、アでは爆発性をでででを控めて、前掲鑑生のでアセンガスは外部に飛散して接着といる。一定五人では、大力な水量をも必要とし、飛散して表現のでではないには、一次の人間であるでは、一次の人間であるでは、一次の人間である。一次の人間である水量が大力であり、一次の人間である。

〈要旨〉従つて、いわゆるラムネ弾の爆発は、具体的には十五瓦以上のカーバイトの投入されたラムネ瓶に十分な水〈/要旨〉量を混入してすぐその瓶を傾斜し、球栓を栓座に接着させて完全に密栓を施すことにより、二十秒乃至三十秒間に前記説示した原理のとおり瓶内に発生したアセチレンガスが反応熱により急激に膨脹し、瓶を

破裂させるに足る程度の異常な圧力を生ぜしめて起るものであつて、この場合球栓が栓座に接着して密栓となつた瞬間、はじめて爆発現象を惹起する過程に進行するのであるから、いわゆるラムネ弾は爆発可能の分量である十五瓦以上のカーバイトの投入されたラムネ瓶に、十分な水量を注入した後、その球栓が栓座に接着して密栓された瞬間において、理化学上の爆発物となるものと解するのが相当である。

そうだとすれば、ラムネ弾を使用したのに、それが爆発しなかつた場合球栓が栓 座に接着して瓶が密栓となつていた限り、それは既に爆発物となつたラムネ弾を、 爆発させる迄の処置が拙く爆発直前に瓶の破損等により、アセチレンガスが外部に 飛散したために、爆発しなかつたもので、それは爆発物を使用したものということ ができるが、球栓が栓座に接着せず瓶が密栓となつていない限り、それは未だ爆発 物としてのラムネ弾の製造が完成せず爆発物でなかつたものを爆発させようとした までのことで爆発物の使用とはならないものといわねばならないことになる。

ところで、前掲鑑定人Cの鑑定書、警察技官E作成の物品検査報告書の記載によると、被告人がB方にカーバイトを入れたラムネ瓶に水を注入して投げた本件ラムネ弾は、冒頭認定のとおり、ラムネ瓶内のカーバイトの分量は十七・三瓦乃至二十瓦で、一応爆発すべき分量ではあつたが、そのラムネ瓶は中央都辺で壊われて上部と底部の二個の破片となり、その瓶の破損状況パツキンの附著状況からみて、パツキンの不完全なため球栓が栓座に接着せず完全な密閉がなされていないため、水の注水により発生したアセチレンガスは、瓶中から外部に飛散して爆発現象を惹起していないことが明らかであるから、いわゆる本件ラムネ弾は、前段説明したとさいないことが明らかであるから、いわゆる本件ラムネ弾は、前段説明したとすらもなかつたものと認められるので、被告人が前示B方居宅に向かつて投げた本件ラムネ弾は、勿論爆発物取締罰則にいわゆる爆発物に該当しないものといわねばならない。

そして本件ラムネ弾は理化学上の爆発物にも該当しないこと右説明のとおりであるから原判決が本件ラムネ弾は爆発物取締罰則にいう爆発物に該当しないものとした点を捉えて、法令の適用に誤があることを主張する論旨第一点につき説明する迄もなく、本件控訴は理由がないものとして、刑事訴訟法第三百九十六条に則り、これを棄却すべきものとし、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 西岡稔 判事 後藤師郎 判事 大曲壮次郎)